

行田市国民健康保険税の今後の見直しについて

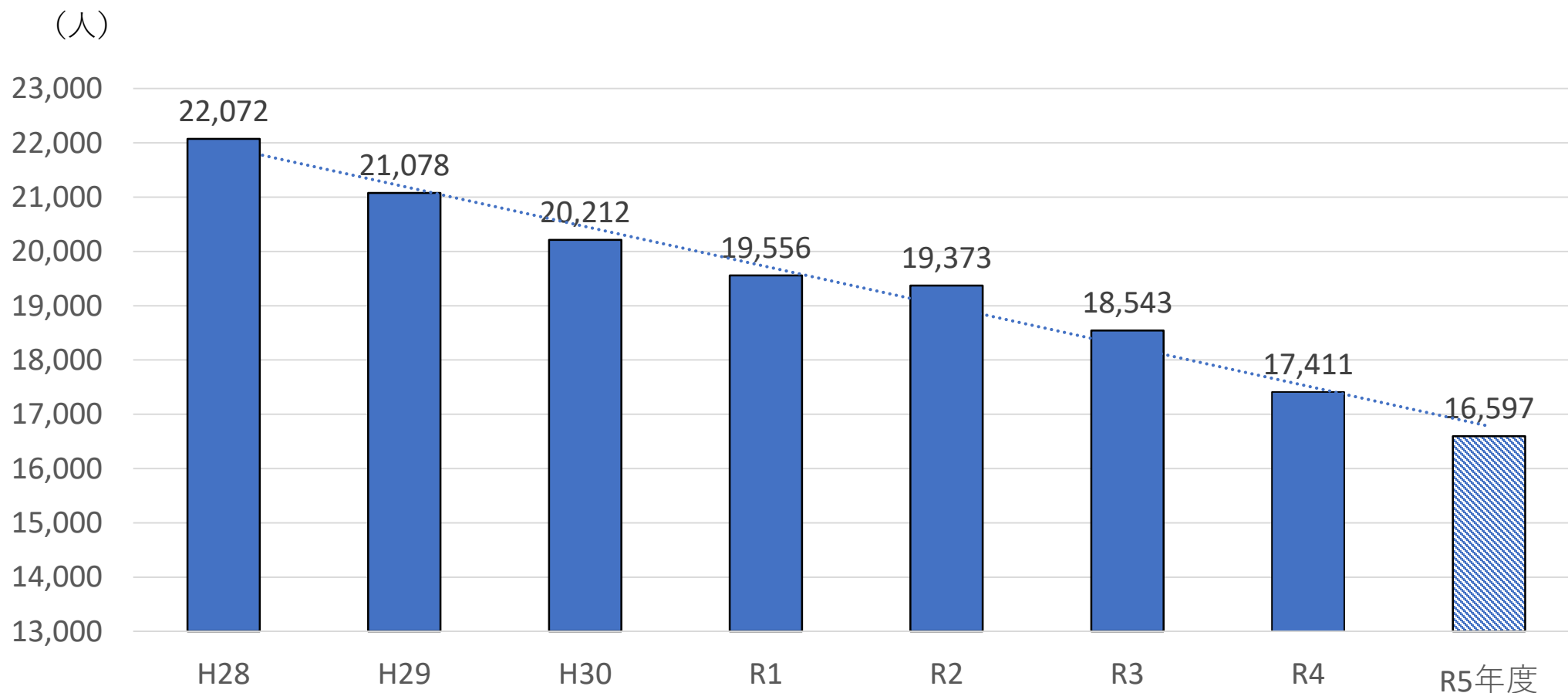
- 1 税率見直しの経緯
- 2 税率改定の結果
- 3 今度の改定方針
- 4 見直しスケジュール

健康福祉部 健康課

1 税率見直しの経緯

国民健康保険の被保険者数の推移

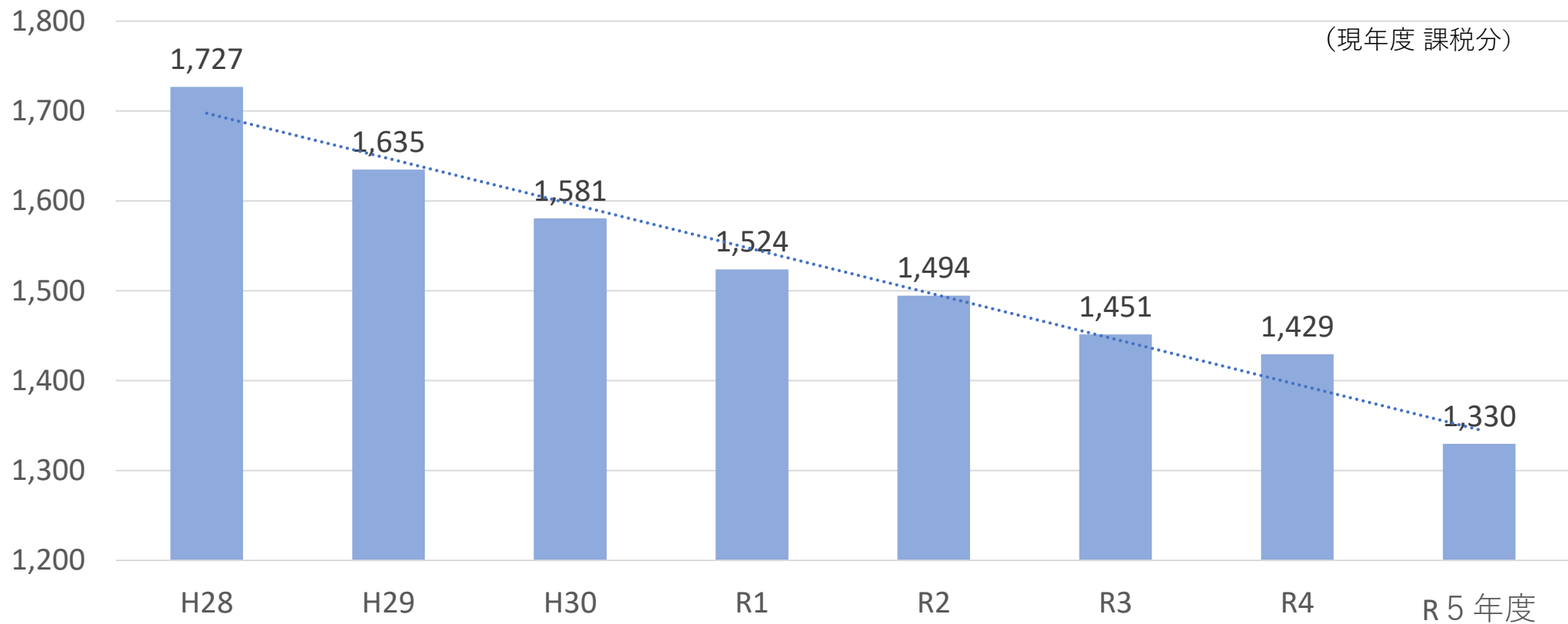
被保険者数は年々減少し、令和5年度末時点で16,597人となっている。
平成28年度から令和5年度の減少率は24.8%で、平均3.5%減少している。



国民健康保険税収入の推移

国保税収入は年々減少し、令和5年度決算では13億3,000万円となっている。
平成28年度から令和5年度の減少率は23.0%で、平均3.3%減少している。

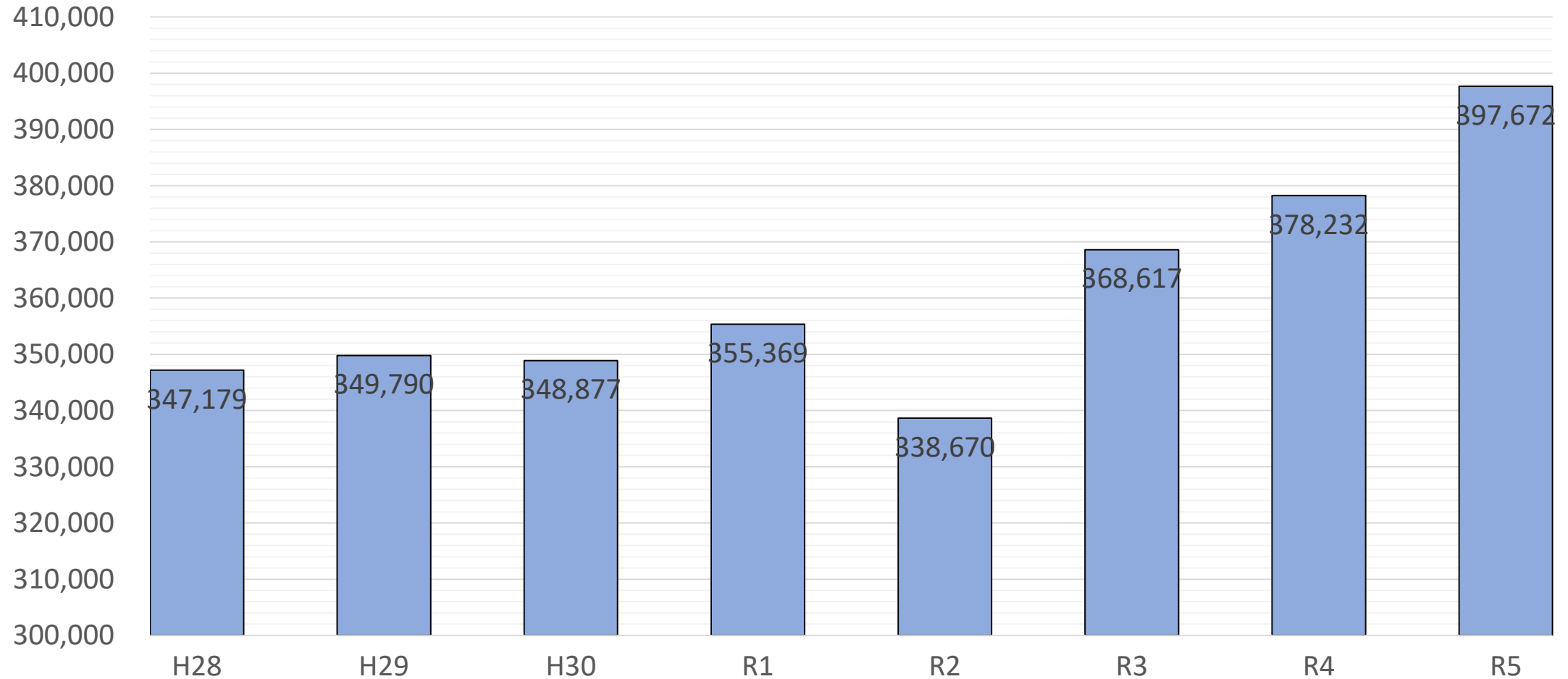
(百万円)



一人当たり医療費の推移

一人当たりの医療費は、平成28年度から令和5年度の増加率が14.5%で、毎年平均2.1%増加している。

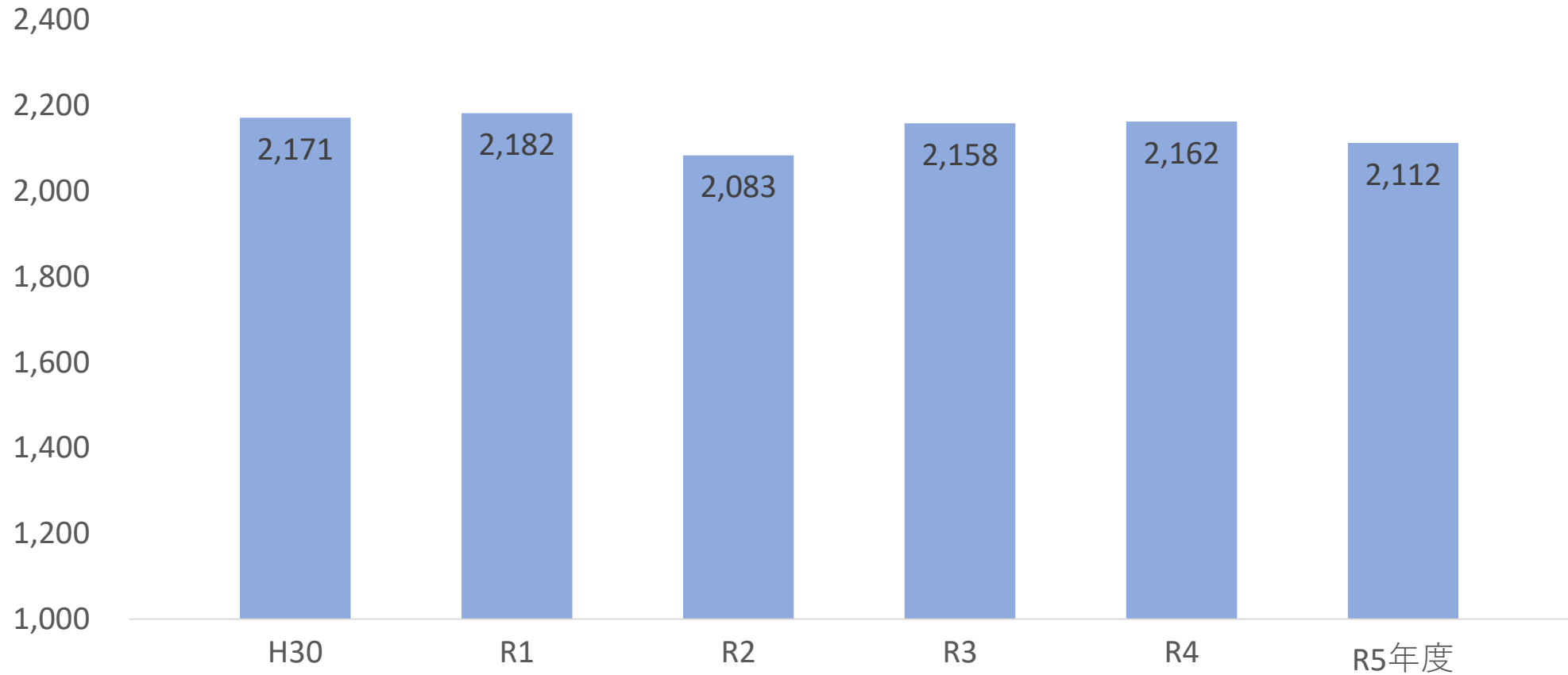
(円)



埼玉県への納付金の推移

県への納付金額は横ばいとなっている。

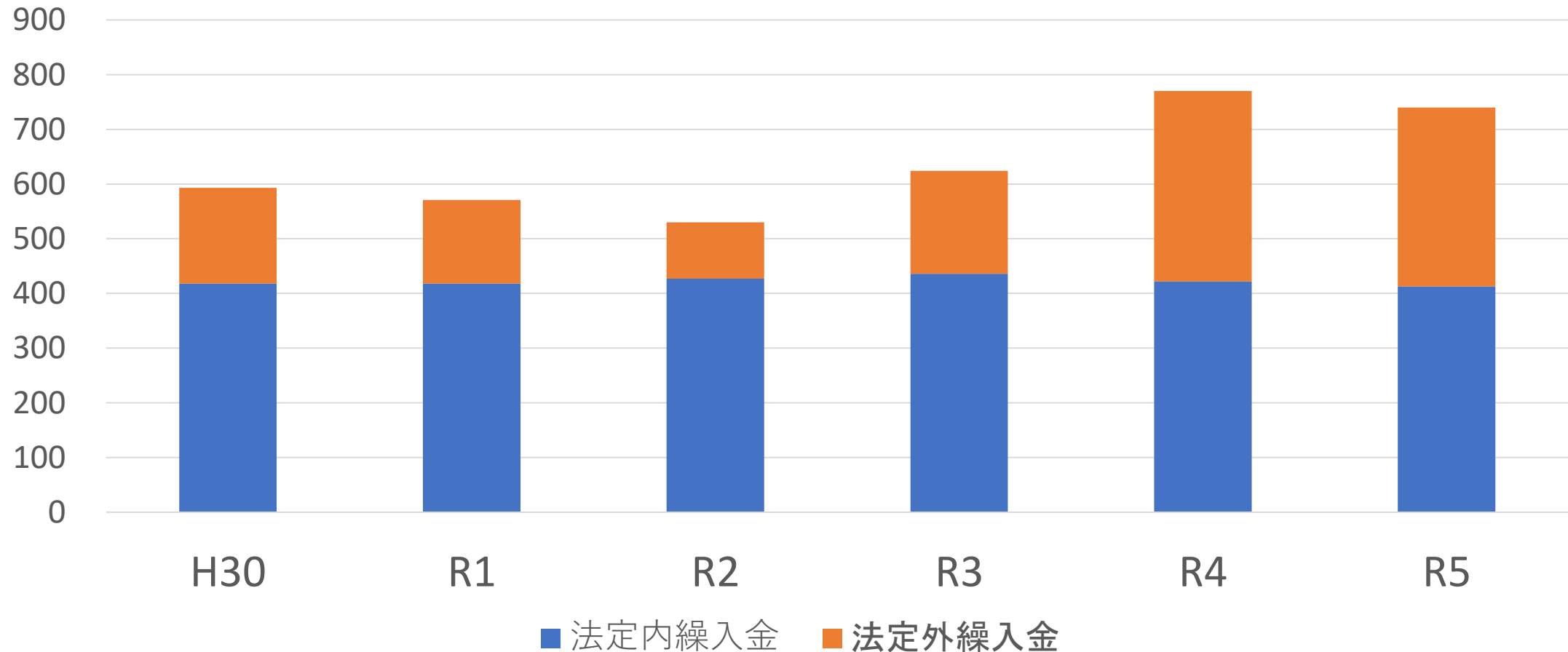
(百万円)



一般会計繰入金の推移

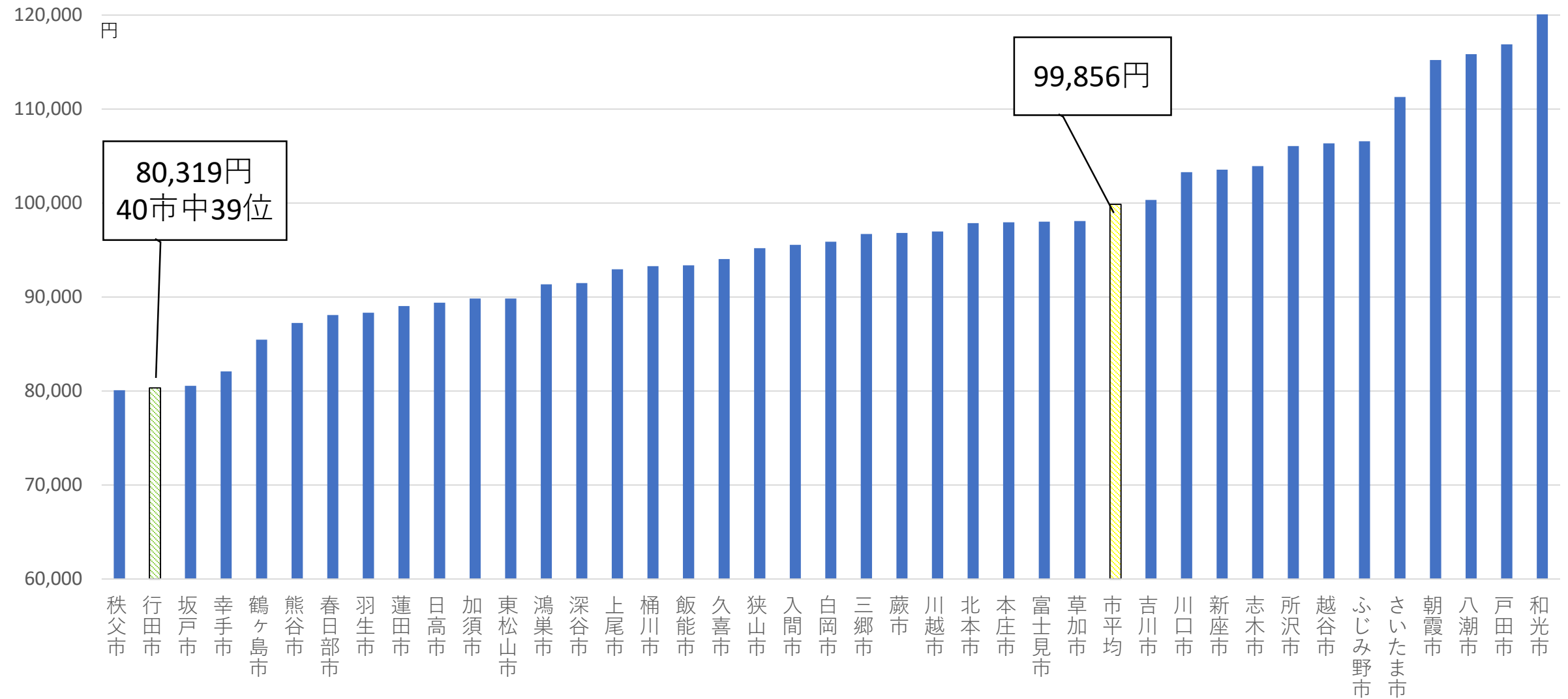
国民健康保険事業会計では、法令等の定めによる一般会計繰入金と法令外一般会計繰入金により収支の均衡が保たれている。
近年の法定外一般会計繰入金は増加傾向にある。

(百万円)



一人当たりの保険税 40市で比較（令和5年度）

〔出典：国保連合会事業状況（速報値）〕



「埼玉県国民健康保険運営方針（令和5年12月）」について

1 赤字削減・解消の取組、目標年次

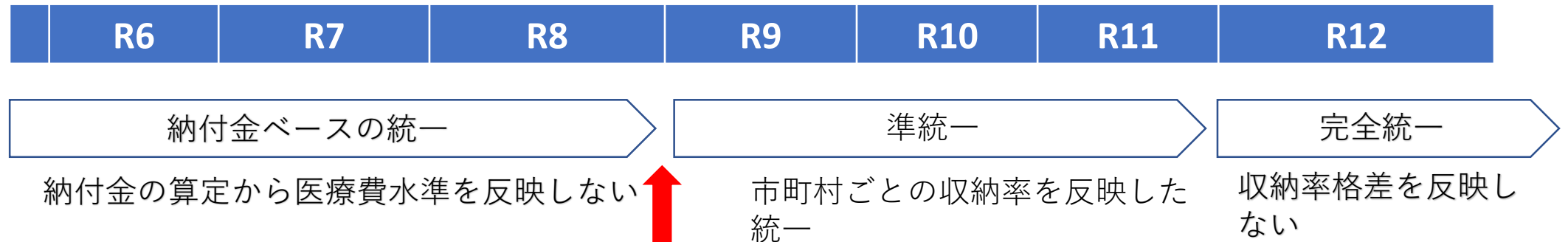
◇第3期運営方針案（R6～R11年度）

準統一の目標年次の前年である令和8年度までに法定外一般会計繰入金等を解消する こととします。

2 保険税水準の統一

◇【定義】 県内どの市町村でも、同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税となる。

◇【統一の進め方】 各市町村間で法定外繰入金や収納率の格差が大きいことから3段階に分け進める。



各市町村において、法定外一般会計繰入金等を解消する方針

行田市国民健康保険税改定に係る基本方針（令和5年2月）

「第2期埼玉県国民健康保険運営方針（令和2年12月）を踏まえ、本市では次の4つの方針を定めた。

（1）保険税率

標準保険税率に近づけることを目標とする。特に、納付金算定における国及び県の激変緩和措置の終了に伴い、令和6年度以降、納付金額の上昇が見込まれることに留意する。⇒**激変緩和措置で活用してきた財源を、納付金算定の減算に活用予定**

（2）応能応益割合

現行税率では、県の標準保険税率と比べて所得割（応能）の割合が大きくなっていることから、均等割（応益）を増やして、標準保険税率に近づけることを目標とする。ただし、均等割を増やすことは、特に多人数世帯への影響が大きいため、改定に当たっては、被保険者の急激な負担増にならないよう留意する。

（3）改定時期

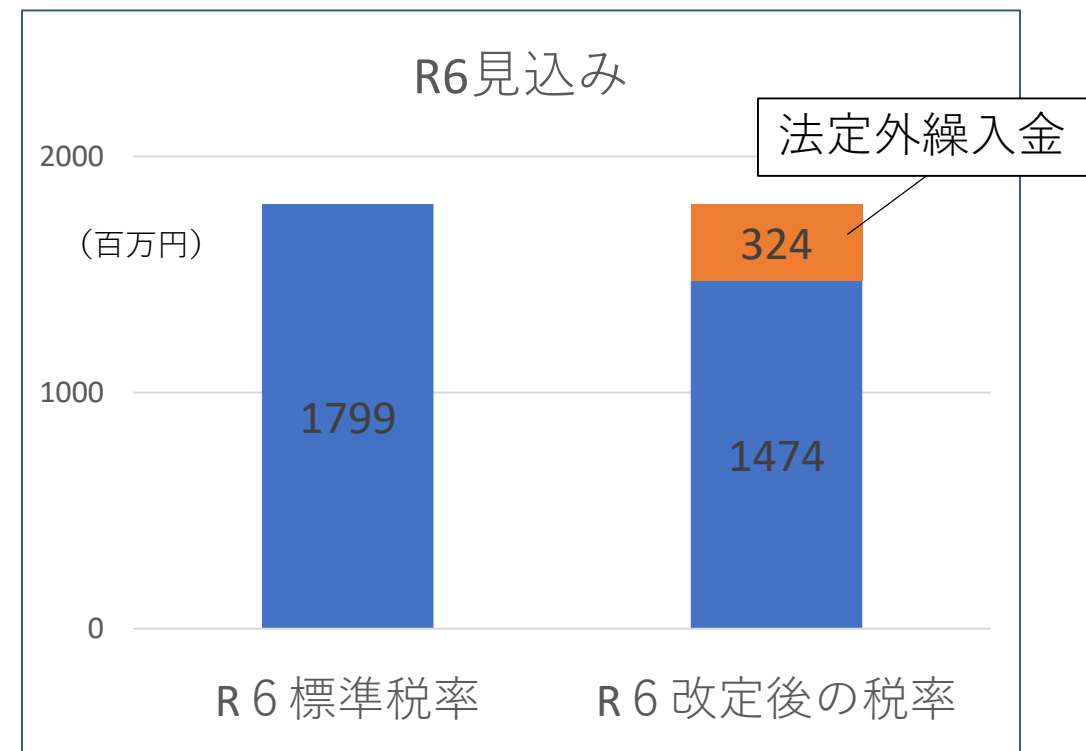
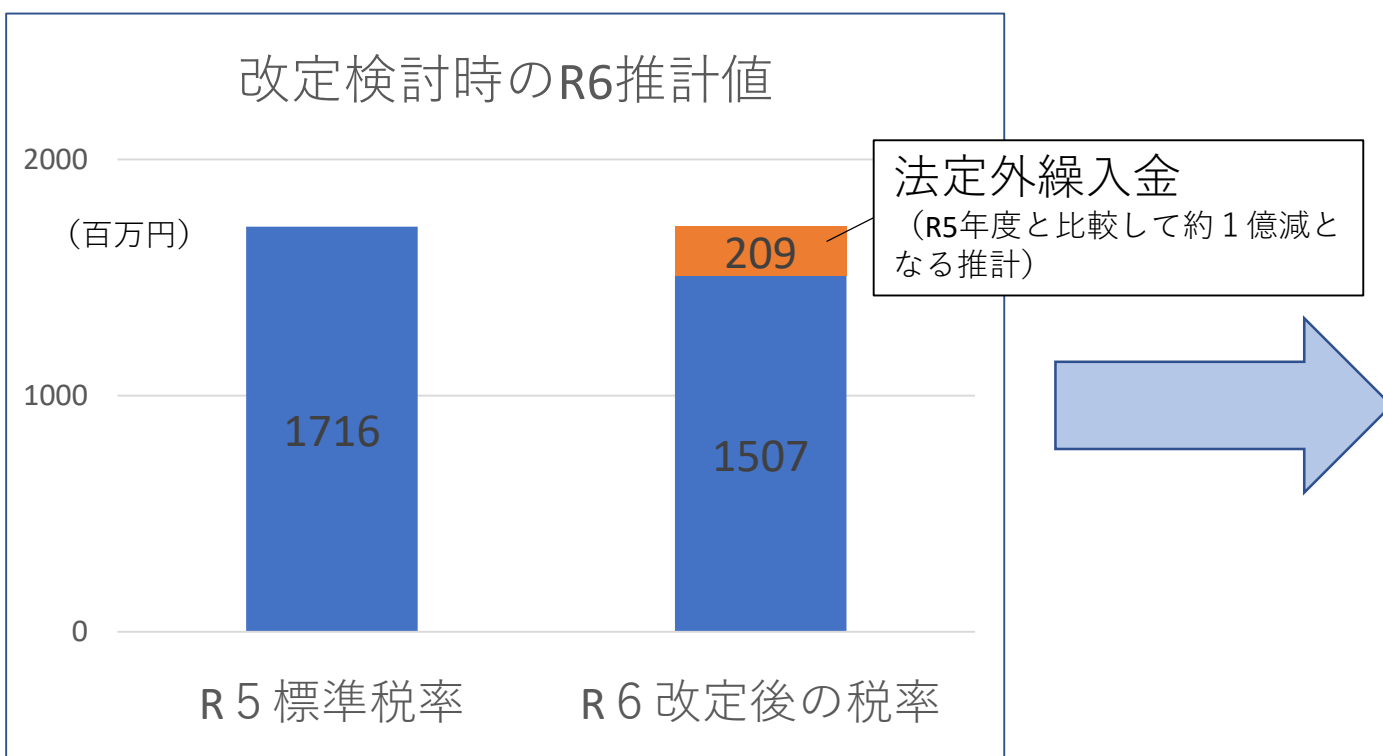
被保険者の負担が急激に増加しないよう、令和6年度から令和8年度にかけて、毎年度、段階的に保険税率を改定する。

（4）第3期埼玉県国民健康保険運営方針

県が第3期埼玉県国民健康保険運営方針を策定した際には、その内容を踏まえ、必要に応じて再検討を行い、適切に反映する。

2 税率改定の結果

令和6年度の標準保険税率と税収見込み



◇推計値と実際の税収見込みを比較すると

- ①R5年度と比べてR6標準保険税率が上昇
- ②被保険者数の想定以上の減少
(平均3.5%減少⇒4.7%減少)

その結果

法定外繰入金の規模が縮小しなかった

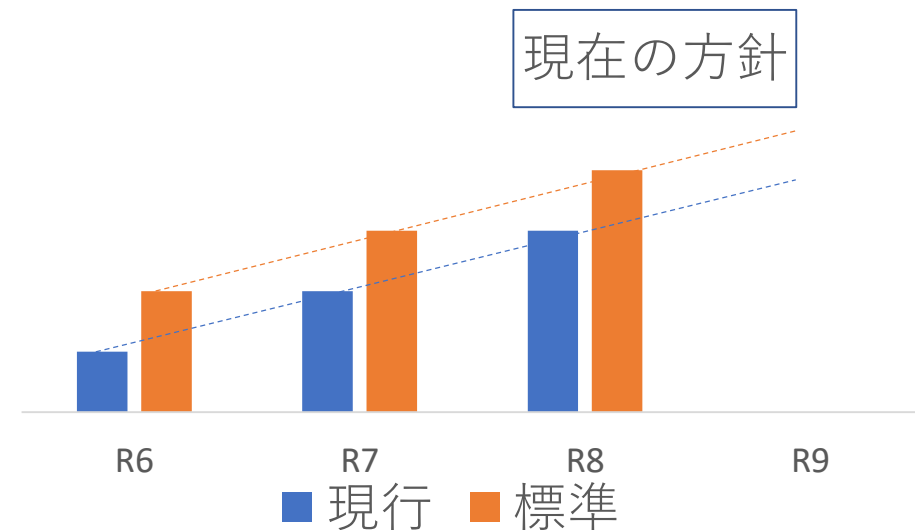
3 今後の改定方針

令和6年度まで

埼玉県は当該年度の標準保険税率のみを市町村に提示

⇒市では、令和5年度の標準保険税率を目標に
令和6年度に税率を改定

・・・翌年度に税率が改定されるため、差が縮まらない



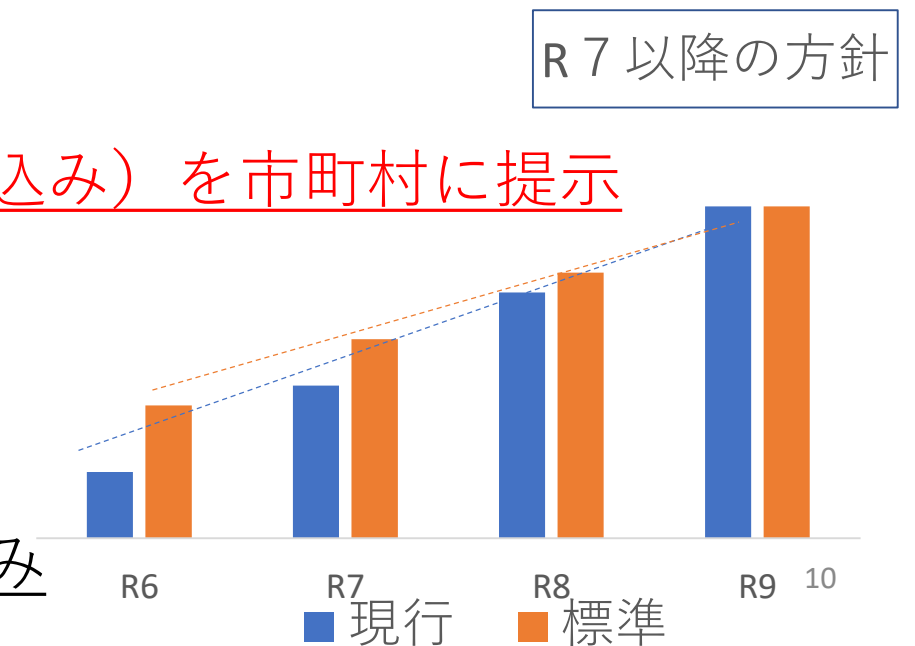
令和7年度以降

埼玉県が初めて令和9年度（準統一）標準保険税率（見込み）を市町村に提示

⇒（改定方針案）

令和9年度の標準保険税率を目標に、
令和7年度・8年度に段階的に税率を改定

・・・令和8年度には法定外繰入金は解消される見込み



4 見直しスケジュール

税率見直しに向けたスケジュール

